武野燭談

四

增4
775
129

僧
775
/29

武野紹鷗卷之十四

一 青山伯耆守忠俊病れたりける事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]と考へ[illegible]年等[illegible]海[illegible]あるよ[illegible]れハ一[illegible]威[illegible]
[illegible]ふ[illegible]年伊[illegible]信[illegible]いま[illegible]実[illegible]年[illegible]ふ[illegible]
[illegible]海[illegible]地[illegible]ハ[illegible]伯耆[illegible]の海[illegible]ふ威[illegible]ハ[illegible]
流れの[illegible]ふ[illegible]信[illegible]と[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]
[illegible]ひ[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]ひ[illegible]威心
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ信[illegible]月[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ

武蔵国板の元功の者ハ。今りと時と出立遠ク出羽の国
柳沢藤次郎の国後ハ[illegible]と為て事実して持定
[illegible]と[illegible]ハ[illegible]家国相沢[illegible]
者ハ昔ハ異[illegible]と[illegible]ハ[illegible]
[illegible]と今ハ天下静謐なれハ[illegible]紙[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]家中[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
代と[illegible]百[illegible]
[illegible]
[illegible]

山城守[illegible]家中の[illegible]
家ハ馬[illegible]
車[illegible]
[illegible]
小[illegible]百[illegible]
上[illegible]
家[illegible]
中[illegible]
[illegible]
大神武[illegible]
[illegible]
大神君[illegible]

とられき元禄の　上意ふ用ふ病ふ人の仏ふそもれとの
仮と掃部頭中一首信〜有る
一御本丸ふして御源家お流の年一三月ハ大方ハ教寺屋
敷し五井大炊頭ふ〜多年の真中ふ出仰
産婦ハ方の金模と云て〜ハ世かしも御れ有さうふ
ふ家して能年文紀の行れて仮相ふ〜ふ有ること
一切四加賀守正盛と大月小仰付ふ〜御法五井大炊頭利清
の家ふ行ふ〜れ小月の祝ふ出九三して大名の物ふ入り
家人多く記て〜ハ行ふ月見後横目迄下付人ふハ
為祝の者下ふ出ふて供ふ〜祝後ふ〜ふ〜ふ〜れハ
先〜祝ふ〜ふ付ふて祝ふ〜ふて〜の人柄の作ふ知年紀年
月付ふ〜〜中者の人ふ祝ふ〜ふ〜の中後奥家ふ〜ふ〜ふ

布部ふハ出新ふ〜ふ〜方〜答意ふ〜ふ〜ふ〜ふ晴祝ふ〜
やふして切目四〜〜ふ〜ふ〜の初物も吟〜神理ふ
の家ふ〜ふ〜ふ〜

ちう極たう士族の月代して江戸大坂江一家中ちう
月代と申すはいえ石高て汝目代ふ申す丈人員の
眼ハ横ふ付ケ髪ちう天ちう清ちう姓の絵ハ色と赤ちめ
袖長ちと形ちと別ちめちう月と逆高ふ赤ちう形ふ
てちんちく物ちう月代ちていかし〳〵医中ち物と申人して
申ふ汁ちう〳〵思〳〵申ふ付ちう〳〵按摩ちうちる

一 城田が賀ちう正盛殿中と通ちう者ちう清ひて加賀
ちう及侠客の表ちえ文ちと長附ふ月代ふく同〳〵庶民
迎ちうちう小栗彩やの色ちふく猩家と言ちうめ
が賀ちう〳〵月代の色ちう〳〵戸と月と言ちれいたく
猩と物ちう美ちうちふ尾くちあちぬと文ちと文つぬ
やちう物ちう物が賀ちう字ちう物ふ月代ふ法度の猩家の白ひ

表〳〵紀部〳〵ひ者ちう紙長物ちて加賀ちう足か
つち文ちと文いひ月ちう果付と法仰付〳〵月代ハ眼
と用ちう物ちう〳〵やく不奥〳〵て奥〳〵通ちう〳〵ちめ
猩家ハ変事ふして我物ちていハ文孫のちと海ち沖ちう
ちれハ大ちて毛と吸物〳〵小大と物ふ事者行ちると思れ
て共養度ちうと嫌ちれたく常中ち今ふ制禁ちうた
少て毛法度と花ち者ハ義く制せく河〳〵事ふ物ちう

一 酒井濃後ちう忠勝と 家ち先ちへ付ちせちふの後女二の
乳ちと物ちう共気ち又人ち親ちて物ちて有ちう物ち
高家良嬢中ふ有ちせちう三河ふ生ふく祇海寺の
住持ふ血脈と乳ちふ秋家の法制ふ戒号ちいふ事
有忠勝千万人ち親物ちう義ちちうふ英傑の二字と申

今一條信長英と戒師の御所を清ようし滅ぼし天下の
英雄ぶく秋仁僧もいそてうなんと云ふの事ハ多くは中ふも
別していとかひ猛ふ好ましる強河大納言忠長々を拾ひ
給ふ乳母のうちハ若人ちうたるものとそのかく
竹中代殿中代殿方と御沢屋敷方ハ兄弟ものう
ていたせるふ中代殿ハ大御所の兄弟にて国〳〵せ
ものふ殿御数ひたぐひなるこうしてふ法人多くふ
中代殿と言葉してさいの部屋へ物語ふして
竹中代殿の御方ハ何と御〳〵清ものふ大坂
御法の後ハ松の門う
中代殿ハ常〳〵せものの事ハ家光公
竹中代殿御御ハ暫〳〵たくハ家光公
御病ひ御痛ひの御物語せ給ひ暫時と猶も家中ふ

中代殿ハ御ものふて兄と御ひ忠長々参り給ひ上と
此長兵衛の君さまうふ　家光公の御業の事ハ
ふ〳〵けう漢信ものハ昔〳〵ふ御ものう
ものと合ものと見て大ふ強と三今　若君様ハ病癒ハ大
御ふ加りて御床食とあふ御連枝の当主て行の御ものう
中ものう有さいかうの御地処して御ぬしうひ蔭り御
御主と御押さけ給ものう若御巻ハ中ハ御法ふ御供
と云御病癒ものうと御ふ強力ふゆたと御病御ものう
御の忠勇ものハ兄弟〳〵ふ御ものせものう中代殿
日比の御供も不参ものう　大相国御ん廻として後ら
せものひ漢信寺先へ主君〳〵宝〳〵国中代殿への
事の御付ものう付ものと元と兄信先人強信ものう御業

而へ初めて世にもてる兵かしこ沙和ちう巴尾張色とくなり
せしも山とよる巴和久と　大相国御流して巴板ひ濃
流るゝ巴間抑り添大切小着病せしもの　上杉して帰御
ゝも又御先ゝ巴りうる兵後　家光御供仕なりちうハ
ひとへ小御運小しく濃後ちう忠列狀に傳も和色〳〵
山後の事ゆや福島奮ちう文列濃後ちう笠量武威
ちく今天下の武将旅年の一人の英雄も成ふ有うと御ゝ
高ゝ有りうる初ちう森の角の兜と和うちうして星曹
小森の角ちうと忠勝小濃うちう楽ハ大岡家の猛将
武勇小於て八人のゆうしたる人なりうる御将の風ふな
ゝ事と忠勝ひちううして神武せうと〳〵子孫
ゆも有張寛文の初年巴の山庄して類徒〳〵けうう

ゝ和小寛永七八年の比ハ駿河大納言御威勢あつて孫
なりし後者作の余り有うるゆゝ也ちん
大相国の御和と蒙〳〵也御ひて甲府へ御居成兵後
安芸右京亮重長小所ゝ也ちう御ふ有ゝ也御小寛永
十年の比ハ板倉ふ有うる家臣和余氣後ちう共子紙後
ちう正成ちう右衛門作ちう成行巴乳母の子奥津河内ちう
ゝ岩切御ゝけう

一　森川出羽ちう主殿　和徒流敵の狗死ちう附て家和小子息
伊豆ちう主殿ふ下親彰と集めて座刻せしゝ〳〵ハちう矢
元の弓矢のかくれハかしゝも大事和うて　大相国
山獨座の附山酒悪ちうと巴須して和うせハ天下の大
事ゝ出来うかゝ御濃さして兵後ふ御機嫌の須ハ

真田表の事はしらの上ゟ〳〵
沙汰かまへて自然の事はかりそめ武辺の紀綱とも
御軍法行ふ事かと縁ふ不忠者一そくして急出仕なを
き　家老ゟ公儀かたるはかりの事く行なをひけふ殉
死仕ることはしたれはせく成ゝ御一家ゟ
仕ることはかなはかく　上意ゟ
奥ゟ公用ゟ成行かく不審ゝけふ市さ人いひ
ちらい共事かゝん出ちる者　訳和軍のつゝたくと
あ付御書のさゝるゝふ共へて仕ゝの出
沙汰相かゝるゝどかゝゝ
一以の事ふゝけん南家兵技不の茶屋長人獄者と
法接ゝて者ゝ町の者と共法冨者ゝ

分沙汰と成ゝく接ひちふ酒井雅楽頭殿ゟ
長ゝも完城ゝて仕者ゝ沙汰を御礼ふ
宮ひ共庭ふゝて接さゝひ接ゝいひ石ゝいひ
行申ゝも上様の獄さゝは多くゝ御ゝ登ゝ接
方の仕ゝて也ん小波され類とは恒好ゝ者ゝて奥
の方へ持行ゝ者ゝ学中御礼出仕のさゝふ中ふ
接方ゝ獄さゝゝて十徒の神ふ押法ゝても
いくゝさゝゝ人月ふ立発ゝれふ者れ御月分
中の通ゝれ友ゝ多と者の通ゝ新ゝ事ゝて類
とゝ者ゝ共類ゝ方者ゝ獄さゝゝ者ゝ雅楽頭
の屋敷ゝんと行ゝて公ゝ宅ゝ接者ゝん
侍令ゝ者接行ふゝ通ゝ御礼も陸ゝ医者ゝ

中ふ長伏ハ掖方の御長伏物かゝ掖ひて仏も心かゝ伏
又沙用付と於ゝ方ゝ方と所の方筋かゝ　於ふ伏及の侍
今也て伏ひ申せゝいて也て御ゝ来の利ゝは安西方
海方れゝも彼額ハ西ゝれゝ也ゝ方ゝ御ゝこゝ方れハ
当丈人ゝ敬むれゝ也と申むゝ方ゝ方て西ゝ
かゝゝ長伏ゝひ方ゝハ町人の角ゝも法仲也地の方ゝ
て宣の伏物ゝ伏及の知ゝ方ゝかゝいかゝれ方ん
已と顧ゝて共後ハ本の伏ゝ付の絵刀と柄鞘の飾ゝ中方
御ゝて掖方ゝれハ今ゝ也ゝ方ゝ安修と已ゝ方ゝ伏
ゝゝひ方ゝ孔むの長伏ゝ先祖　大神君（御拳公敬）
於ふ沙用達の遣ゝ也ゝ　家光公御紋付の法
ゝ不自也ゝ方と春日の方長
伏ゝ中付ゝ方ゝ上御紋付

かゝいふ着の金紙と云用ふ方ゝれハ　家光公御四十
二の業の言ふ作ふいふ尼拂と云法遣との伏方
御自筆ゝ千石ゝいふ月源と徳ゝ也と帝鑑ふ
拵ゝ也ゝ方ゝふ仏長伏ゝひ山尼長伏ゝ法れゝ方
寿ふゝ上ゝ方ゝ御ふ共祝と方ゝて伏家御義家
千石と祝伏ゝ方ゝ新ゝ不府の御ゝて安ゝ方
御ゝ方ゝ方ゝ石也ゝ方ゝれ方と法ゝて方ゝ
不御西ゝ伏ゝて方ゝ中ふゝ保ふ方ゝて法ゝ
の汚ゝて共ゝ方ゝれ方ゝ方ゝ志の者ゝ方ゝふ大名と他
御ハ智護流の宮筆入の作ゝ　武ハ安家公達の拵拵と
ひて共家方と号ゝ地と方ゝ也馬と牽ゝ方ゝ拵伏
着主ゝ方ゝして京ふ都波屋十郎ゝ女房　御ふ石川六兵衛

女房かく家作とおもひて結ぶ人々小屋ハ今京小
屋とりあつかひ郡役所ハ女房学校にしてしかる
の為と称せるハ江戸屋敷の石川ハ女房出立て手ハ和と
俗細せしハ田舎ハ高貴ハ立身の南天の深山地と考うち
ハ成又人ハ考うもなく京の方ハ法華宗れ例の京
童いひあつかひ結ぶ人ハ南天の実と珊瑚珠とハ
俗ハ称し紙屋ハ小郡役や負けしかく延
宝の末の世治りかつ　但江戸屋敷せしもとかつて町人の娘ハ高く刀ハ奪ハ
新行絶のハ学く制禁せしもとかつて京紙ハ行く義実
主ハ主として石炭茶屋とかつふ名ことをかつくしかれ
河原ハ人ハ印しかつて地蔵ハ金剛紙ハ主として

家ハ家元ハ止めて天稲絨ハ家元ハ家縁とハ水晶す
て水と清へ金英と放ち清ハ河ハ方ハ方ハ方ハ
内ハ人ハ杉ハ樹ハ樹ハ樹英ハ樹ハ樹ハ樹ハ樹
結ハ初ハ言伝の人ハ人ハ人ハ人ハ人ハ人ハ
治ハ年中ハ稲葉丹後守正信ハ治月代の時天和
年中禁止せしもとかつて
人と身ひ奥かつ小奥家年中ハ結ハ家伝止ハ
ハハ

十八年一

川の治ハ　家元ハ治年小河ハ
ハ小作ハ人ハ小屋ハ
や治ハ家ハ治ハ中ハ松平伊豆守信綱小姓伊
ハ伊豆守信綱ハ此人家形ハ

なく直しとも石塔の長欠の花みの好のごとく送り出し
給ひ白張袴付く候ことなれとも書紙なんて落しせ
ちの次の日御使ありて被ふ仰乳人張りかゝ長光の
大元石井大炊助利勝登城して此事を申伝ちる
今義本文祝賀申ゝ人もかゝまやうふ乳と祝
らとふ仰こして信濃と拾ふ節しい天下と治る人ハ
物の祝先ちつゝ御と考つる事そう　公方様の御
祝先ハ一日の内ハ家いとかゝれん事い
いつゝ安らるゝ御れしも者さ敬ふ物ゆ自由と調てハ
肖ふ拙ゆ物ゝ下の方れとゆ女童の費と有る事
そとゝかれゝゝ

一正保の末　家綱公御元服大納言ふ仕御御府参有

御ゝ寄屋ゝ家の卿相ゝゝ供奉有ゝゝの御ゝ
て此上意と概事ゝ光ハ白書院ゝて被ゝ有ふ
紀州大納言頻宣ゝ申ゝ上ハ御ゝ上意ハ御ゝ
被ゝ仰ゝ新大納言の御ゝ大納言の御ゝ申ゝ事ゝ
きゝ申ゝ藏本実も不業内ゆゝ問ゝゝ申ゝ
ちふふ上ゝの概事ゝ以下逐言ふ有ゝ
信濃ふ述接ゝ申ゝれちふハ今日の御ゝ　公方様
御ゝ歌の御ゝ御ゝ家ゝも此同ゝ
されて首尾好御ゝ家ゝ治ゝ御ゝ御ゝ同ゝ
御のゝゝ尾従の公卿若ゝ尾の公卿ゝ
長後御ゝ申ゝ上ゝ知ゝ事ゝ敬ふ有ゝ又黄
御ゝ事ゝ御ゝ歌ゝ二ノ九御ゝ年の御ふ

大石一百二十八清ようせきの石数百人ようて
動し難き石を引き寄せ清家に送り行けり人夫の
御さ難仕る故人馬中ちれい伊豆国守もあ(ん)れ共
石の近所に石の入るつさ御代計りなく古代城守く
兵石城宮人物例して人夫れよりも云い運ひ持ふ手負
ゆくしとかく知ものれ有るこれ故に格云ものれ有て箱根
摺木坂の巨石清家の為ふ難波武ハ城堀武ハ
石の沈と摺切せ(ん)せしもの山城地の御宮物
成の用ようにおくる人夫の山の水を
敵の対和田合戦に本百しふ城の水を
近ようせしこの山本百しれも物も苦い河沈ふ
と伊ふ用四人を切ようふ伊豆国信濃能年支配
山城紀伊書家所り信濃せしふ今の やよ河原出消

原義をこい者く市庁の為り蛤の百名を取者く
金子百文伊豆国せしてこれを行き碓氷もして板を
ちの兵後大石長尾勝ふ清ふ横山城ハ信濃の御
成の用ようにおくる人夫中ある又朝鮮人の馬家
将軍家初く上洛を信濃ふ八代河原ふ
馬場と接く河原の御ふ百ふ石を築せ又石
清ふ百の運送時れの情なれ兄者ふ名(ん)
行ん(ん)と云ふ信濃下知百名ハ町中の竜作ふ
作せ(ん)ちさ丈斗ちさい馬場石の料を以て数百
を掘ようせ清ふ双て兵衛の小石を取ふ芝代ようせ
けり兵後又曲馬此石ふく御流ようふ今度ハ石俵と大
八車小横ふ清けり有る清ふ横ようを○塩石を取ふ

倉庫をもの拵小屋立無之ゆえ八町の
馬場所をもって一郭の御小姓（ゆゑ）戸田山城守忠昌
下知ゆゑ

文政十一年十一月四日写之

中村直衛

武野燭夜卷之十四終

一拍の手ひかれより新りく之中の新取より乃ち歌より
可（さい共家）の法式を下一統の惣合拵ふ（きい
ゆゑ）今をかれ申ふ虎と何ふ申大名級の
拵より拵きく法の大病と家知と今く幸せ
ら也ふ出えと出つ也く蔵ヶ中納言家久の御
御いの主長りく居ける知事りつ家に彼虎
と放ふ法ける之家臣拍ひれ一文字に居をりける御
御家御御の士我のきかりく刀と拵打拵く拵ひふ
象つくめけく切刻之場と弓矢に立ける之れ法の及
成分よまり也ちりかまた時と法きるふと之の事を
押源一度々之家の方（那ゆゑり之御と蔵ヶ中
仕ふと立くなりやまりく之法ふりへくく有しに

[illegible]

[illegible]

[illegible]

琴宮金銀を田沢のなかよ奪ものを嫁下を
かゝ者也ゑ村山郡情れ仕をの下るれハ球よ出産費
ものゝ先中者ハ拙者ハ者ハ者ハ

[illegible]ひて十余ヶ寺の出来を見くハ
[illegible]ヶ寺ハ[illegible]
[illegible]関東へ[illegible]
[illegible]伊豆[illegible]一已の利[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の山荘
[illegible]伊豆[illegible]
[illegible]中の[illegible]
[illegible]一ヶ条[illegible]
[illegible]
[illegible]

我家武師相続第六ヶ条

[illegible]

[illegible]

文政十二庚寅正月廿二日　中村直衛

武師相続巻之十六

一　出雲守将京極若狭与志高卒去嗣子なきれハ国政除
[illegible]
[illegible]
[illegible]

家康の領地に収せらるる由なれども面々家を離れんなる忠恒多
文禄忠恒小信別小にして二万二千石許りなる今京極
刑部小輔方石を召なるるの段井伊中務少輔
一度信伏しなる小酒井雅楽頭なる大御所の
寄なるる小大津伏見の籠城の筆墨の功なるく小討死なる
とあるく源しなるとなるく論せ小給方なる家なるる
みなる家なるく此時なれ小なる石小三河なる代京極小
御内家同列の大名なる無我なる家のめなる小孫なる極小
なる仕なる此なる御なる上なる代なる京極小
なる下なる小なる無なる代なる一の時なる御なる
又祖の功なるなるして自なる家なる中なる小なる主なる小なる
京極家なる又一度なる御なる方なる小なる此なる都なる

今なるなれ小大津の中なる二万石小彼家の御なるして面
家の御思小なるなる家なる参なる共なる御なる方なる
京極家なる主なる面小御なる代なる
諸侯なる沢なる吳なる
なるなるや伏なる
上国なる代なる
御なるなるなるなる
一なる但馬なる殺なる元小大和なる
なる仕なる御なる
若なる
なるなる小御なる
撫なるなる家なる

山用之事沙汰いたしたく仰之旨近く出發智の所牛も
仕りたく[illegible]中納言殿さまいたし大和守仕之用意せよ
[illegible]中納言殿家用も肝煎濟しあいはかりせなふ
[illegible]ひ用門の外そいてそう事に
つき内儀[illegible]と申ものなる大和守いやく油断ならぬ事ふ
[illegible]此度の上洛ふ上京せもハ命生て詮ない[illegible]
細き御ふ見非文度をへ[illegible]申ハ家用
[illegible]再度問義[illegible]
[illegible]ハ拙者[illegible]上京ハ
[illegible]ハ御[illegible]
御沙汰[illegible]共用之せ[illegible]
[illegible]人と[illegible]
[illegible]

[illegible]拔[illegible]れハ其次の所ふ紛れて江戸と[illegible]
京者[illegible]れも九日[illegible]
沙汰[illegible]も雑と[illegible]西坂色の[illegible]
[illegible]用門[illegible]
江戸京都[illegible]
家光ハ[illegible]
[illegible]
大和守用つかしなる[illegible]
[illegible]
[illegible]
大和守ハ[illegible]用つかく江戸より[illegible]
[illegible]
大和守ハ此度の伺奉[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なりしを言上しられハ　大神宮いとかしこくかしこまりて
出家せんとのたまふ武士ふかれしをなだめてとゝまりて彼得
ん以ての外しかるべきもあるべからんとやうひきん甲斐
武田勝頼の使として天目山にふかく討死仕りる広屋出羽守
妻の母なりて仕りる者ども召れハ忠臣のあるべき人
のあるべきなれ人ならべき事ふ御ゆるしあるべき
氏政の御ゆるしなきれ忠臣と稱して寿長七年ならべき上
総ふ久留利の守護と仕りる民方二千石と領知しまる同十
七年四月九日三十一歳の時病死しまる其子
二人嫡子氏政の御利世次男太和守殿代広屋和
模守ふ父なれハ領国の領主十子孫ゆゝしく海内出羽二の
忠義ふ子孫の眉目とかゝるべきやうやう出羽守殿

一寛永十二年酒井の切支丹の一揆おこりしに付江戸より出
軍令として江戸を出でゝ酒井侯ふ仰付られ板倉内膳正
重昌殿ふ撰ばれまゐる其時も瘧（おこり）と仰せられ出し
給れハ老臣ふ申ハ上ハ瘧と仰せられ出し其家と知りながら内膳正ハ
先立て江戸を出でゝ酒井侯ふ対面ありて其人と
足軽ふ仰付や内膳正ハ瘧ふ仰付られ
病気ふ付酒井殿ふ対面ありて
ゆゝしく酒井ハ必自害ふ及ばれより
道中ふ於て病死仕りたんまゐ其時ハ酒井ハ
ありて者ども申ハ知りて知ハいかゝ情死
仕りしかゝ言ふ者ハ人ふ
広氏の一揆ハ仕りて一味ふ下者ふ成ふ者ハ仕り

滅ら分国〜板倉内膳正重昌ふた
宝りあるを以伊予守重昌ふ〜板ひ勇ふをふく
嫡子後の内膳正重矩十六歳なりと因て右の出陣
しあるを其軍ふの所を百姓なりを　左様と及ひ
松平伊豆守信綱とさ〜内ら問ふ板倉をれハ先と
大久保彦左衛門忠教ら申て中ハ河内守内膳正ハ死
を〜〜不仕さ〜〜つ嫡やさ〜ふ〜て彦左衛門忠教の
ふく信綱義内をふく笑ひ〜〜内膳正ハ死〜嫡子
を矩も御ふ及ひあるかされハ今ハ死して出ふ
あるか何も酒井雲伯ら一言とふく今度出軍の支流
と為りつをを拵く御譜別の子孫（安藤右京亮重
矩ふ中合の出ひあるかこそ人ハ一言の大事かりを知

一寛永酒井忠勝一揆の時法度（御義なきを以ふく軍場
御目付大坂ふく戦功ある者ハ御目付ふ名ひあるふ
ふの所者ふ人ふの内ふく筆を以撰ふれあるふ所ふて
古参の勇士ふも歎ふて御ふ所ふ所ふ所ふ
加ふ人と出度酒井忠勝（御目付として撰ふれ長人ハ
酒井雲伯ら忠勝ふ　上意の旨ふ成ふ〜ふ御ふ
御目と為〜御徒ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ
ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ
成ふ表軍者ふ御目付の軍事ふ〜ふ〜ふ
下ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ
ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ〜ふ
ふ成彼軍場御目付ふて長崎奉行ふ

一云二云問答ふかくひきあり武一度の事ゆえ者の集りふて
扱りしあるべきなれ武田井備後守分けて
月の清水と押寄せ軍清水（此作者人と存ひ其方事ハ
さ程不覚悟なれ不法度の扱ひしてやうなり）大事の
出使形りかうこ義ゆつかく口論者ハ不流ふく大度
ゆうて扱きてこ行うふれ扱りしてお座と思さ
作者ハ扱りある扱かこ備後守義ゆつかひ其方ハ
老功ハ扱かこ中人のゆうせいして云度作の事
なりて考さ者ハ何もの功かく武田ハ扱者こさこは
扱くも事ふかりて作者の案の一番宗ハ方せこも
こうして自慢をは無度扱りこ事こ其法ハ十六案ハ作
の方者こやうれうハ考事ふ考者ハこさの

扱判ふかこ宗ふいこれて流和の義ゆつ用ひける
ゆへ備後ふ奥へ入ゆる扱ふて田原ふ義ゆつける
撰波ふふ世ふかこ氏者ハ扱者こ称ひせ
こや其法井作親作出流こ世ハ井備後ふ出ハ義
ふ大者の用ふ人のゆこ世ハ者
光のふの出つひこ世ハ備後ふハ作者氏と立者し
ふかこ組中こて出大者の二男三男能年英雄の未家な
きハ用もかつこんや作氏遠方の作成ふは雪者
の作の者こもハ二里作り少作の図紙ふ新述れて行ふ共
立人の用達ふふかこ氏中も名作の作宮郎義
出特場ふこの作作こハ付こて行きこいふ事ふ考と
石顔出ふまみも慶坂ふ汚き作奉ふふ用こ義後

定後ゆきたけまさ兼て文化の頃より也拙小説合も
用意し居れども世の人情変化し世の人心と共に帰
帰の後年月を経て文政の末に成るまでの間に
しるし置れしもなれば所詮人情を穿ちうがつ
いとうるさん公方家へ對し奉り恐る所の代表乳
しもとやうるさん又源氏物語をもくくし見し事
をもくくし者し源氏物語は中くに成れば世間
病熱といふとかく上るも関係の事なれば世間
して表紙なれども世間に出せよ
中の源氏物語を注釈中なりと雖ども作者注
又関係して西鶴の御世話と源氏物語の作者
まらんよりの人てそこに家達して源氏物語を注釈
者の鶴屋の男女家童子〻〻門具之〻〻讃
源氏物語の長男男〻〻者〻〻〻

紀伊守殿へ内々知らせ申されて、元老院議官
あるべきやうにとて、別房別の部屋山の部屋越前敦賀の内
にて、家石部合寺方石部合寺方へ紀伊守殿へ元彼叙爵新
叙の忠義に、寺々の世話家石部合寺社
寺々へ付き申す内大和忠雄殿
一大納言柳原前光卿の部　紀伊守殿大納言柳原宣光卿
故公家維新の活躍　家度重侯
に成度事細に行はれて、光磯（ひかそ）丹後掃部頭と
相談の上孝病乳の事　酒井濃後守の部
彩の家の方へ掃部頭殿　酒井濃後守の部
かるべき方へ松平伊豆守の部
光を以て家の四度を以て威
成せ申す　家相続
成せ申すべ　紀伊守殿
家相続

共和の政体なりとて
家光公御未期に濃後守殿
との上意を受けて　家綱公と投票
田井正雪として、丹後の子なりとの説もあり　楠正成の
金流の孫なりとして人と通じ世代論もあり
けり　松倉豊後守殿
の孫なりとも、紀伊家の家来
と云る人なりとも、謀事ありて相成申
候て流刑被家ひ乃ひ
人なれて濃後守殿
云れは濃後守殿と相紀伊と初め先き申
なり天下の忠信とも云ふ天下の
政を行ひて亜相の御判形の

一通をたかく高価をいとかしこ紀ゝきんなかふ拘ゆるなる
者ふいるゝ者にて世をかしこ孫書して山部彩と抑んと
なるに紀に山判形に流あるゝ山孫元かもるゝ
ゝ家なる御かし撤かし忠興あるゝ
山家月法会なる人愽御ゝ
ゝ山御知ゝ山紙ゝ山紙ゝ
て武年孫年ゝこそりんつれ兼ての当ゝは大ゝ
遠ひゝゝ紙の反古は横折ゝゝ拘して所彩ふ汀俗ゝ仕ゝ
山判形ゝは山月遠ゝ石仕る人ゝふも山御ゝ書ゝ行
家ゝ山ゝ接折ゝゝふ形ゝ作ふ山判形の年
御芸御ゝ御也ゝも判形ゝ（いも及家）のゝ
遠習の者ゝも白後は御ゝ御ゝ山尾俗年の俗て

所ゝ色のゝ足ゝり法ひゝゝふ加納年ゝゝ若年御ゝ
人山例ゝゝゝ足ゝゝ御月ゝふて俗切て失ゝける
実武年知ゝ行ゝゝ行ゝ御ゝも立ゝ者の山部俗と一月ふ
法ゝ法ゝゝ御ふ足世ゝゝゝゝれは粗宣々作代い
世子の月ゝゝ成然郎奥ふゝしむゝゝ世後大納言俗
山代は石れてゝゝ法ゝ立月仕ゝゝ加納年俗ゝい市子の
ゝゝ学ゝゝ切ゝとゝゝ法ゝけゝゝ立ゝ
一九拘忠ふは十文字ゝ名成俗ゝゝたゝゝ世性御忠ゝゝ
いゝ武年ゝゝ学ゝゝ法法ゝ然ゝゝ忠ふゝ家の山俗ふ人と
部ゝ二階の石ゝゝ人とむゝゝ大仕御ひゝゝ世大年ゝ
ゝゝ俗世けゝ忠ふ大年ゝゝゝん沢二階ゝゝ部ゝ西成
迦辺拘ゝゝゝゝ松年伊世ゝ知ゝて所年ゝゝ

抑はせり

一 石川河流合流して川と六郷とを水とは石川まで江南の大河なり又江戸と和泉の境を流れ淀川の末なりて元もまた城東の大川と流れ要害なり一の佛を人よりて拘ふ所なり川は還流しの船の如し酒井濱後守拝参して物を抑へもふる御用心なり云人を以ふ濱後守の将軍は人を以て嫡子せ人を以て用心なり人を以て人を治ふ故道成りて江城一日も平ふ法人迷惑せ拝ふ定め御一の御辞は恩を以て長く仕へ世の王霸の辞は孟子より出て元と流人の中せ王道はたらへは

大河ふ物を抑へ霸道はたらへは大河ふ流れ流れ新成を立たへは勢田の橋は上流の命を立て自分の高を不自然ふ君子の人つ大津の時代なれは勢田ふ中なるは賀田は東海道往来の橋ふ古代の名橋なれは新田ふ二三年の間を立て成たり二三年の間を立て中を立て立て忠信宮ひ〻は共橋を立て行宮信我は海を渡へ人ふは人を二三年以後に迷を立て御使を立へ海へ出て物を抑へ代は長久に久く伝つく此橋は代代伝へ代代伝へ天下の神道の立て立て立て立て改め造へ

不可能なることなれども世間の事小人と云ふもの漢
彼の八一生せさうなる山庄を作りて庄作りもちゆる法なりしも
有馬の二郎の莨菪の浮屠なりし山本左白ゆの庄
作りて山城の国桂又若しく庄の一京なり菩提寺
なれども古くなりて弾指のなれて沖成の時も兵糧結ハ
さうなる弾ふ上方小竹八此庄ハ山里にゆせの事
かくて子孫も山里に移りてハかるる上方のもしく
吉度四郎小羅なるく八山城ハ桂ゆける兵糧桂の時ふ
有馬左兵衛尉紀尾菩ふ作主紀尾菩ふ門を合たりし
川をしゆる兵ハ坪の内の後園山里の邸ふ三重
なる柿の紀尾ふ有馬の丸の紀をしゆ兵糧ふ用ひて
今ふ菩の作し吉さ紀を用ひく兵人の南氏者をし

為謂をしん若枝ふハ寛永十一年初代しけり大なる先の
柿なる京紀家なる是浸しなるをなく子孫なる作へけり
嫡孫を江なる忠澄家譜の後柿作り者ん〻をしふ
宝京の近習勤なるし〻永福二年〻云男彼の婚四の柿
のむ〻かる年〻もいて中代光小神成〻の紀倫宝京
の侍ふ小庄〻形なり彼後をく年なりをんと
なれハ是江なる実もして新義撰もかへをなる柿のふ
沖〻沢漢彼なるハ古代を法年小なりひて良術功臣の
忠烈の人とは為なるひ京なりをう

武野燭侯巻〻十八終

文政十一戊子年冬十一月五日於益城郡矢部庄
目丸山中孫嵩之下寫之

中村直衛

一井伊掃部頭屋敷の城上落の時少旅館よりの
きしに伊掃部頭屋敷の城上落の時少旅館よりの
屋敷なるゆえ上方達しきれ八重よりの使
と申掃部頭殿へ御用つしきれ九ツ日光
より大蔵の海道筋の堀々に旅館に成れ其堀下の
侍屋敷も又仮宅の上士の旅館より別付すて出張
何きの堀下に其家中の家を明く書を以下々に家ぬの
書よりの所を作りて掃部頭殿へ掃部頭
ぬの人数を書面をとりて
なりん御とも出不書と
相と京都より屋敷に御
大術よ城しに行ひしに

[illegible]

一 板倉内膳正ハ若年ゟ[illegible]人のゆゑ[illegible]
ゟ十九年関東大坂ハ和睦ハ[illegible]
[illegible]神盟の内判[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

藤とはうらんとうしてこれ
をうけ出ずして和解し
[illegible]
[illegible]
[illegible]

味の所く小庵にて賜のぬけてる所ありと申さ
たしと風雪形の所為中今切腹仕ると日本貴州
らうれ所能元よ年と中ちうと云れハ大物須
大きよ端方ちよ所にて出産交山ちうと
一寛永九年の春加藤肥後守熊本の城被召取
城を渡ける家を流候但の万にて様子聞こ出候
家ちうと須出産の案ちう沙弥の時けるを守
左ける内今肥後守をハ細川ちうと中ちう（けるとし故
此中也云千けるとし　此軍俗ちう出郭文章ちう
弥ひ大物沢此下左也との此中有ちうと御用ちうて
ちう到ちうんよ所中ちうと云ちう出体物けるハ
右内新ちうと出かちう風雪ちう中ちうと此中出産

逆ちう左先の所知ちうこのなかんよ渡ちうはしちんの
上ちう主ちうちう也到ひちう御書紙ちう一ちう人物沢
所ちうと ひちう天下ちう表ちう場物ちう帰ちう事ちう
中ちうと左ちう出産ちう左先出産ちうと渡ちう中ちうはしちき
天所ちうて次御ちう出産ちう中ちうと今ちう下ちう和一中也
下ちう表ちう　上ちう出ちう一段ちうて天ちうと市一段
左逆ちうちうちうれ人ちうちう所ちう出産ちうハ悪
沢ちうちう所ちう人ちうちう学ちうちうちう（七段世上ちう
ちう所ちう天下ちう人ちうちう表ちう細川ちうちう松ちう十月ちう乃ちう
所ちうと出産ちう出代ちうと久天下ちう泰平ちう乃ちう古地ちう
ちう物ちう中ちうれけるちうちう大人ちう君子ちう関ちう
席ちう被ちう所ちう到ちうと出産ちう前ちう時ちうハ出産ちうの人ちう出産ちう

つきすゝし綱吉公の寵和泉守藤原の[illegible]人
[illegible]完[illegible]なく[illegible]年[illegible]寺[illegible]成[illegible]て[illegible]せよとの仰[illegible]き
[illegible]を拘[illegible]ることを[illegible]和藤の[illegible]こき人の[illegible]
のこゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

可宮して情まうくて白及まきりの時七のごとくわたらんへ
ちの車にのかれ世ばうく当もをしてをわたるうへ少若うの
寺かりしもよりもしてをりしもしてをりしてはしも其市七力ちの用雅法
山城ちうおはせしよりを毛頭ちのうふ宮ちを枝さうくよ
切ると捨も凡を刺うかしてを御前の御前の出
ををうり時静ちうつしてふ小七力を取ちたる山下山
城ちうおりをする時代をハ宮人家の大七力の美あり
しよ宮沢ちうをを七力の上を巻七力須雅画しく
見刃小七力を用ひく勝負へしける其流儀山を出
合く世を小七力ちうを成ちる今も山門南坊の高徳
不拘ちる石いちの紫形の大七力をされたをへ一際流の
須沢を小七力ちうをもををを京をを形もあれ又静ちう七力

をうをいひく小雅法日法の小七力流儀ちきを加賀人の
中納を利常に稽古ありりふを御営をちうを日し
ちをハいつをを古物ちをんをいひ沙汰をを宮て利
をうをしハ宮をちうをたうる静ハ義経の妻ありり宮て
を河義経のをたををを七力をを働をん判官一振の
七力のををんや家ありりを宮をを沙汰ありし
をうをを七力一枚金剛日法を京法日勧けふ知恩院と
石谷源宣寺を年御をちうを日法日勧けふ知恩院と
枝ちの沢をを中和尚ハ石をををいりへの宮働の
いを一方の沢をを中和尚ハ石をををを宮をを石面日の潤水
赤代の石物ををを方の沢日をけをハいふをを
りありををひて雅而を宮を一判をを七けを日法

今日法を極をを小芳法をうを沢
はををを日法一書をををを

うゝけうして南寺の上人上総明遍ゆうゝ世をゆ法く
ゆくゝしきのさま（現いくつし嘆ていい（増て年
お国入りの極楽の宗爾如ハ松殿の孤二面もある
（さきゆゝ）南寺坊主宗よりそゝ中御法せゝとゆや
小松利左のんゝひゝゝきゝ小
松金内法正主殿宗ゆうを求ゆく御殿をけう共驚
御ゆ侍士の及さゝうよりゝゝす矣のゆゆ南うよひゝ
人陽坊とゆゆさうゆゆ（産法方ゝ奥ゝく用ゝゆゝ接ける
紙と内法正の当ゆゝ小坊ゝゆゆ法ゝゝゝうゝまう
川ゆうゆ主人御殿のうゝゝひゝゆゆゆハを向ゝゝ
先殿坊ゝを押の主内宗ゆを及ゝく出うの坊ゝゆ法ゝを
ゝけまゝ内法正一殿殿坊ゝゝゝ足共小御ゆゆゆゆ

武法ゆゆゝんゝい武殿ゝ志ハゆゆゝゆゆゝ共小御
ゆに心ゆゝゝゝゝ極殿ゆゆゆゆゝ法ゝゝゝ用ゝ
主人ゝきゆゝゝゝ所要の時殿ゆゆんハ日本殿殿ゆゆ
ゝゝ今小坊ゝゝ川坊ゆゆハ内法ゝゝゆゆゝゆゆ又
酒井殿法ゆゆ大坊ゝ時ゝゝ居ゆゝ内法殿ゆゆ御殿ゆゆ
ゝゝゝゝゝゝ出入道御切ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
坊ゝゆゆけゝゝ五御ゝく共殿ゆゆゝゝゝゝゝゝゝ
大殿ゝゝ山の殿坊ゝ叶ひけゆ共ゆゆ極ゆん先ゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なれハ切ゝ殺ゝゝゆ何ゝゆゆゆんゝゝゆゆゝゝゝゝ
ゝゝ切て名ゝゝハ足ゆゆゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
いまゝ殿ゝゝれゝゆゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]約今より中世に[illegible]
[illegible]
[illegible]

とされて上方より来りしなんへ竹屋何某の者
なる者織の者共を中より取あつかひ
申すもの　上方成り浪人中上げの八郎と申仕
なりて江戸へ下りしに付て八郎と組まそ少法人
なれ共なんとかしぬ神をたゝせ西この那を
人よいりて内儀ハかゝのこと
上げ　ハ　京わたさ　さてそ　すきるれ中者の
いやゆう成て信れいやくゝ公の詰りなし
さやうに　一戸ハ　なやうに中なるなりけてと
中てきりとかや　なる　四年　他家の者ハ人
水薬の思ひ　ハかく　浪伝　伊豆さ　人　殉死せさり
とく　共須　浪せる　なる　二君よ不仕ハ　他姓

のなそ　先君　作者　なるの　部屋や　なる　なれ　先代
の作者　なるの　なる　なる　なる　なる　なる　なる
中さハ　なる　幼君　なる　なる　なる　なる　なる
如京の中　ハ　なる　なる　なる　なる　なる　なる
しなる　松倉　関防　例の　京の　脇　京さ　さ
紀伊　なる　なる　なる　なる　なる　なる　なる
さ　なる　なる　なる　なる　なる　なる　なる
なる　家光　他家　なる　なる　なる　なる　なる
中乃　女中　同者　なる　なる　なる　なる　なる
女若　ハ　なる　なる　なる　なる　なる　なる
住個　大奥　なる　なる　なる　なる　なる　なる
方筆　なる　なる　なる　なる　なる　なる　なる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一切[illegible]

[illegible]

[illegible]

右前件の流派今或人に伝へ
明良法範に出でたるものなり
なるべし

文政十二庚辰年皆月念六日　中村直道

武野獨吟巻之十六

一大蘭流放印病軍法共唱行法の家門跡の風雅
小拙しより　上孫躍と共に或人躍と印目
出でし少年の男子金根を伝へ侍りたる本脚を
風流第一遍無なり者なり　古和歌の諸候大名
法式拵こと出し　結猫夷躍と云ふ　長躍と云ふ
それ天下小乱と成る小事　長かるべし　と酒井讃岐守
忠勝も同じ躍と云ふ　印城畑と云ふ公の添め中者れ
落城なる　四郎と云ふ遍無出ぬ　天下人の門
躍人なく成る　共者の始まり　和州下の学ぶ
事なひ合せ　と云ふ人八節さ孔猫小八素川勝り
中ばし二十三番の低句と作りしも神乱と云ふ文字

と器しく篇攻略しく申樂と称しく田樂ハもしく申樂
もしくは時の俳優ゆへよる申しとふ字の上下と略して
田楽といふ事ハ諸上古中世の称ひと今猶ホ海曲ハ
今春毛支観世観世の流ふ能しくや役者の姿ホこれ樂人ふ
対しく役者しも称しくや

一大久保相模守忠隣ホ多人野州西郡ふ父祖ホ代ふ
仕へしく大功ある人なのゆえ徳川氏ホ長一身治さるよ
御しく御しめる其縁ホ厚ホ又名家数代の
武臣なしく政務あり事ハ治さ世政務しつ四やく人
なしふ石井大炊介利勝少て名成事をいふ人なる
我家式今武家の概事ハ重勤なしいしも子孫者今ふ
肖なしハ自係なしも罪名成れされん事ハ知なしめ

又打もはしハ大久保ホ多ふ子孫ふ仕へ居しんふは
なしく石仕いまん事ハ利仁政なれハ今天下創業の
政務ハ先御治代なる法くいましめ動ホ天下の治
ゆ名んかしてハ当代の者ハ其罪深しく上ふ威光のま
なる面なる名人なる大久保七郎左衛門つ惟治
ふ御なしふ家ふ生ホ御しハなふ動ホ
なしくなる事ひしくなや

一御当家御仕置ふ大綱約命しいふ事なく役人係しも
同役ふ相しなり事ふ上ふ役勤ふ分係の法ハ治ふ知へ
なく　家光ふ御治定後の事　酒井雅楽頭ふ石井大炊介ふ
但者ふ此二人とは敬へなくなれしふ仕有なるふて見れハ
酒井忠世の威役者ふ知しく利勝大家量ふ知し

たてまつりけるに、事をくわだてし人の高蔵と波ひとつの振舞
人の感をかふ威つをかれ、忠俊若忠共場をとるてんか
迷ふ判官なる二位の策量をとるべく、俊大隆殿合
推意をなる事かやをへく光俊の若忠は其主人の聚意
次第四人、猶小家かく人かく撰まるや共者
酒井源俊なる威と万ものを振ひしかも酒井雅楽源
威と源りしかく天下のをなる示法俊人のをく猶源
のかかく八元龍の悔必喜多ふ知るへ、これ源俊なる
家猪と御紀を文忠を源るに時代をの一門家光か
をの知ふ道年取をもたる家月文人を林史勢
為人をなんと申ける此為人、政理を文附るに
月をを常へ八政理をく仕られよ林史いうにをく

せハ仕れをふ拘りにをへ、為をも政と押へて仕られ
よ為人をは又月乱著かれ、れハかをのをくいひ度俊を
申か楽れハ若車をれハ仏抱申付なる仕我ふ申なる
をく云度俊をを申か楽ハ若家をれハ拵忠を為
我ハ号者して仕ひふ小号く為ふ為をへかをを照く
申俊へ又為人と仕ふ方年政理俊ふ附る
うへハかへをも為なく俊をらく仕為ふ事云をへ必を
為たて毛用をを下知へをる此為人拵別の策量あ
ふ家ををを此法湯の為人大殿をを申ふや此源
俊為天下の拵拵をを初文の附類元の風俊をを拵いや
まを一朝の英仕ふく共為ふ源へ為家月豊常の家
かをんや也して源俊為ハ月附横月の俊俊為をを申付

て又其者の家中の風俗悪敷者かとも書付と申
申ものと添さしの事なるふ所ハ古くして在所の庄の
上ふを作者をれ〳〵事多し乞者の族拾ひ人てかの
つゝ倹むゝふ搦〳〵きふり此格式子孫か達し今ハ
それ程まはあ〳〵孫とも家中の者の悪さ同ものハ
月付の者又ハ人て吳ん人を加へ云度よりハ人て取引かけ
ハ中者ハ本のまゝ
一松平伊豆守信綱ハ大河内金兵衛と云代官の子なるとふ
者松平庵主ふ正綱ハ幼ふ流石幼のさ弓者
庵主ふ有〳〵生ふ者伊豆守幼のゝ智の器
くなるふ綱ふ庵主ふ獨居して居ものて三
十郎こて松平伊豆守家ふ仕れ節者庵主それハ

為成年七〇〇弓〳〵者ふ別紙ふ書ハ代官
の子ふて伊ハ口惜くハ西ふ〳〵山苗字と名下て出義ふ
居成なり中者庵主ふ拾ひ流石幼のさ弓者
ふ仕て不在と拾〳〵我者子ハ中ふ〳〵ひ
〳〵者ふ三十郎主くふ在て上の御屋敷ひ
我〳〵出義ふ御ヶ祝ふ〳〵者や御庭近く御奉公も
ふ居成御〳〵ハ存ふ〳〵ハ乞者ふ〳〵ハ
庵主ふ不仕ふて居〳〵ハ程者ふ〳〵父母ふ事て
仕ふて不苗字とも出ふ〳〵者れ〳〵接拾者ふ三十郎
先此所ハ来ハ南新〳〵者ふ迄ヶ〳〵て今日ふ
て松平と名字ヶ出ハ寛元ふて御りハて吉新ふ
庵主ふ家ふ止者ふ庵主ふ南新者ふ

あれハ嶽ヨリセ〜たりふもとして拾年三十卯そと
拾ひろう毛伊之ちゝ八葉の時ハ三十卯〜ヶせ〜法の
年之此年　　衣袖ハ及く流衣裳ハ支ハ拾ハ布袋ハ
御ち者ハ〜ハ石住ハんとて出庵袋の引ハこて衣ち
されちる紀ハ庵袋の列度伝ハ御用有く〜ち〜時形て
何年ハ〜も上度の者形りて出ハ表袋く上形へ
緑ハ〜ハ人度の人ハ京恋ちる山伝法ハれハ表其山袋と
守りの〜〜ハ右家の集りるれハ紙袋ハるまふて山袋へ
ハけ出袋ハるれハ三十卯ハ者〜表袋ハ遊ハいて法
ちと良く年〜〜無度法こ〜御用と形り伝りる
上ハも乳根の者〜〜御用ハ形ハ法ハ兎へハ〜せ
うハ〜て山道筋山袋の形ハ〜ハ〜ハ〜ちも

三十卯山袋〜ちるハ山袋の表ハ加減山袋ハ叶ハすそ〜
そ〜せく袋りきそ〜ハ〜ちる中袋へよの伝と袋〜ひく
ちく袋ちる〜庵子と袋ハ〜〜二三月袋〜〜ちるひ袋伝
ハ中付やく袋ハ附ハ表ハ今ハ〜袋さの山袋形り
又一月袋〜〜山月ハ袋ちる表伝て一袋袋表ち　袋と
ハ袋人ハも庵子袋袋〜ひて中法ハちる袋日ハ百石の
新男ハ形りちるれ出ちの姫袋〜七万石ハ表ち
袋法と袋く天下光蔵の袋ひて表又の袋右と
袋ちの〜〜夫又大河内夫婦袋ハ表天命とく袋せる
人とハ庵〜袋表又袋ちる夫ハ袋年文龍の袋も兼
山勅宣年袋山袋年年袋ハ袋と兼〜〜ちる
永照寛二の袋法ハく強府袋ハ立城の法袋長年中

沖城田孫の所沖門流寒り沖市九の恩如中立医尽さ
り多かりしと世事ちなり知して世事ちり成り細へ
投入させ石塩うり布を刈さけ人とおろして又大幕
ちり成刈さへく如中とさへくくく

結構文て為ふ御城なれハとて法料も無き事うれ為良
物ゝて下ゝの結腸者ハ焼物ハ有りかゝハ無ひゝ為物
ゆて行ゝ御用人命ゝ為ゝ一腰の志波百文
又ハ拵ゝ者と行の代より用ひゝ為ゝ法物の代
ゝ下物商ふ拵ふ者ゝ

一寛文八年の法ゝ江戸御城下東西南北度ゝの類焼
ゝ家寺流市店野家焼失ゝ依ゝ倹約の法作ゝ
家家ふゝて家作衣服の制法作ゝ為れ者ゝ此節ゝ
場ゝ寺社門拵者り志御ふ遠宮ゝ者ゝ時此寺の鬼瓦
御書屋家より作物ゝ立ゝ為ゝ拵り一度焼
ゝ者ゝ者ふ行ゝて又焼ゝ者ゝ古屋但馬ゝ教ゝ倹約
ゝ天下の法令流ゝハ志代より御ゝ物ゝふ古屋の費ゝ

厨ふ屋ゝ者ゝ焼代の以前ゝ為ふ丸乳なくてハゝ
ゝ代れハ丸乳の祈ゝハ明らゝ者ゝ流の御者ゝ
丸乳の志ゝハゝ者ゝ者ゝ為ゝ稲荷家流ゝ者
為ふゝ市谷御門の濠り橋の二階とゝて行屋の
古流祈の物と作ゝ者ゝ動器作付者ゝ法大名の
家作り法様と作止の志ゝ者ゝ者ゝ波の倹後
も改作ゝ者ゝハ者ゝ屋者ゝ者ゝ御者ゝ者ゝ法
ゝハ御成の様ふは動器ゝ者ゝ者ゝ者ゝ遠ふ
不ゝ一朋ふ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ宮ひゝ但馬ゝハ作ゝ動
器者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

きゝんと云族多かりしかゝる保科肥後守西
の丸幸ひして殘もり先西の丸ふこせ少殿と移さる
されば西の丸も又焼失ふ及りて御本丸の焼失ふ御深屋
ゝれ御ゝまた仮ゝ幸ゝ上野かゝ少動殿ゝ人石ゝ
しの一云表むし〳〵因ゝして少幸丸ゝ大のゝゝされ西丸へて
移され申る此府城内の大名家市店ハ本ゝたゝ芝
令板と一面ふ焼失し少仕金和も人の少板ふ宝市中
されゝ不審ゝ人多かりしふ人ゝは関ヶ原
御深ふ藤和中納言秀秋少体方ゝされんゝの義と弁侍
幸ゝ御ゝ屋ふ男四家ゝも内通せゝふ同ゝふ此義と
ゝて〳〵ふ　大神君大喜ふ〳〵藤和中納言裏切も
つゝゝゝのゝ上意御方ふ利多く歓敬ひ出て五ふ

思ひ〳〵岩ゝ〳〵〳〵ゝ御体ゝ〳〵ゝゝ乱体ゝ〳〵ゝゝゝ此大
幸の時の幸ゝ此女中西の丸へ迷ゝ居ゝ知〳〵
御殿ゝ西の丸ゝて幸内付ゝ板ゝ御ゝ〳〵ふ御豊後
ゝ忠秋ゝ知〳〵て表御ゝ表ゝ表ゝ〳〵
西の丸ゝ〳〵ゝて表つけゝて此女中一節ふ及と求めて川
表ゝ〳〵　結表ゝハいゝ徳松君ゝ中ゝ元ふ海〳〵せ
ゝひ〳〵御母ハ桂昌院様ゝ作ふ小の丸尾張中納言様へ
臣ゝれ〳〵ふ大幕御使ゝ幕中ゝ人ふ招せゝ内ゝ
此女中ゝ門ゝ〳〵ひ迷中ゝと表ゝ〳〵ゝ御後の幕ふ人ゝ
ゝけて西ゝれ〳〵表ゝ色相の新ゝ余御ふ見へゝして〳〵人ゝ
石ふ御ゝ〳〵ハ宮内の御宗孝表ゝ〳〵ゝ女中の芳
主此ゝと幕ふ色幸ハ曽の表ゝ礼の一ふ見へゝ

一寛文八年中の大乱心の九月廿六日天寿院殿と始め
九月廿五日土屋主水殿焼亡し候所の吉原御仕方之
奥方御りふ様の見ハ南御殿所の乱と密く御せ申候
天井小屋と仰せ付られ候ふ大乱鎮りて後くさく被為
仰付候豊後守忠秋人を仕候ハ主
付申候ハ山天井小屋ハ奥方の麻殿ふ様子の
たくひ一疑もなし豊後守知て小屋のくれ様と二三
日ハ毛と打過して天井ふ様子せ申大工ハ京
堂と九一番ふ上り申候ハ狸斜ふうげまて天井一面ハ
ふくてふ御りなる間と四さうて居くたれと申候ハ
申候ふ様ふ小屋様の事様十人程ハ居申候
かなくしくも小屋様の事ハ共者ふ会の中ハ様ふ様

ハて天様様けの様さ様れて上り申候ハ京堂ハ九ハ
五方へ下知して一方の様風と打様ハ様ハ様
様ハ様と様く様様申候ハ様様様様ハ様様
堂所の四様の間くいふと様て様様男と様ハ申候
の御様様様様様様様様様様様様様様様様様様
様様様様様様様様様様様様様様様様様様様様
様様様様様様様様様様様様様様様様様様様様
様様様様様様様様様様様様様様様様様様様様
様様様様様様様様様様様様様様様様様様様様
様様様様様様様様様様様様様様様様様様様様
様様様様様様様様様様様様様様様様様様様様
様様様様様様様様様様様様様様様様様様様様

以人もてしゝ又長崎浦上寺御代系いかりとても君天なるふ尺の
巷に捨子あれハ之を拾ひとり屋敷へ也〳〵乳付育しなる
御ふいるゝかゆゑ者共此人の住家に行けて結し捨ひ
ひろ子をかゝ毎度ふ乃ひ者ひとりおふ家作とも御奇と申てれ
哀悲と思ひても浦中の者の子共多き年尺なるゝても
捨ひろ也ト年中ハ十ヶ月ハ豊後ち笑て寄こ也ハ紙ゝ男也
小四ハ貴人し詠めあれハ豊後ち笑て寄こ也ハ紙ゝ男也
御歌ち祝者也浦さ之のハ〳〵年ふ乳房のもとり子御
ろひ切て捨ちん御こ也養育かゝる故と外く捨ち
共父母のハふ成てハ〳〵也とむつひそ〳〵むれ恐ふ尺之仕
ち時を御さちのい遣代多敷れさのゝ費ふかゝ也成
者ふの年中とゝ〳〵めハ家来成扶持〳〵

余者成外くかゝ外の捨ふ費さんとは川もそ也ゝ
四ハ仏とも也ち仮ゝくい天下成ち〳〵捨子の者ハ天下
の細ゝ共細と成ゝくも而別尤の御ゝと者〳〵毎年
拾十人の捨子共多ハ捨者人ち成て男ハ夫婦の縁とゝて
仕人〳〵女子ハ出入の町人ち〳〵みを御さ車も尺依てゝ〳〵
縁付ゝ也〳〵ゝや因姓財馬ち之依弱死〳〵年ち
ゝ〳〵様式と一行ち多かゝ中ゝ也城の度ふ先御中
ち定ち成遣川〳〵先ふ押之因尺共子の財馬ち西条
御様の日ゝ〳〵御中ち定ち早世陣代ち〳〵〳〵因姓伊
ち利尺ふ仕付ち尺ハ尺ゝ〳〵ふ忠森十六業
作十ヶ〳〵ト也〳〵家御礼の日ち〳〵又豊後ち因尺者
御成先ふ之〳〵家ち御ハ浦ち也城せ〳〵る明者の礼必先

財ある家へ行てみるに也滅亡する嫡子橋本ある西給と
延宝元年光圀の列小仰付られるふ勢りふ[illegible]て[illegible]
医[illegible]なるのひるるこるるるるそ[illegible]
小[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
上意[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

車箭口の樫と同じかりて進ぜんとせしと天漢弓制
て進ぜしかたる者ハ手傷を進ずるかなる家門ハ芳
ヒ者ハ此公の者の公勢ハ向山ちと笑来なり七日
の待もまてふく少御供なかしも
石ヲ入清小日芳まて廉武かしせて御りのひしう武日
一日も猶と拾ひ時ハ立者と作して君武猶つい密事の
者一之大角又鯨と謀伐しのかハ虞舜かして共帝舜
小角又ハ仕へ申ひくちもも濃りと文く帝位かつさ沢
つと又の仇ハ作ハ天と載ちさる倫ハ此事小て知ハ
も南かも君ハちハ記られ人評しられう
又立ちたるん角の角ハ科かる作と教ち事ハ半一
作しくかんや彩ハ欲ちる事ハ作の者公ハ出そう共

人回車の人と寅られハ事ちる彩角ちせくいるもぬ制禁
とちる角ハ小年生懸の者一ハそ公武家ちも用度さ公
度弟法ち猶ちるなる男ハ孝行とちふ度られとも犯せる又の
角小血と毒ちるふものと又小科年ぬぶも共武ちる
別共又母ち忠死角角ハ初てさるハ又小肖角の罪人
なる人ハ弟法ち形庭痛まぬ猶ちる持しなる
鉄砲箭口の樫と見て進かるんちる武制して進ハせさる
勇将大家一ち板ち又武教され角ち後悔教ハ家ちて
此者命武如しかとる人ちる仁恵の節敬ちる又
家門ち板武法小ちる武小ちる者まて持ちされ
なる一義論のち武乾ちハ一件とる後の
忠臣孝子の後義と作ちのちいう

文政十一戊子冬十一月六日写之　　中村直衛

武野燭談巻之十六終

一二条の城へ幼年様より中宮の御車由　幼年様御乗物御車御作りと
なるよし三分の價と申ものもこれなく以人力御乗
御車のうんかい御車一物と申方金六拾両程
百人御治中御乗人数と申ものもこれなく百金を
費さんや　大抵の事にきりと申せども御作り
所々に妙のこうこう振柳紋の車　綱代車　初さし御
かし　清水寺やとく詰合たる中分　安家
対馬守宅　伝奏屋敷　けう敷なる中　先年江戸入内の時
車内　大方　大人衆以下出来せし　村
次郎　右衛門　右の家脇の人　男女
皆車と用ひ　兵衛　賀茂の祭　わたり

うにうるさくて、さる細かなけまた時代かうつり車の用
ゐきの厳重なる物ゝ車作りの家業かゝ山陰又う
やうの時の紙式いつゝ[illegible]ゝも不知れ以来の仕方成
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]

一 義経記ニ弁慶ハ元暦元年流罪の仕なりしふ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

此橋ハ井伊掃部頭殿ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

きよ 婦人と婦人と崇敬すべき志やまんと十人も有
きり

一 明暦年中 濃州の忠孝の牛也の屋敷へ 家綱公 御成
社参ありて 御指図 御付ありて日光へ参る 御神輿へも
御礼ありて宋して 御供 一度御と言ひて言むり
家光 無双 沢庵の時より 濃州の 山在の 祝屋より入る也ひ
出家なるゆふ号を付られ此もの号 松翁より 山号とも沢庵
付られの上意とて 東海寺沢庵和尚 此命山と刹
自家の如くとて 建られる 寺領より 大龍院殿のれ
解とて 増 寺成書院の 屋より 出来りと 此也無ちる
保 無也 寺時 現世 御成 ら 松より 家光 辻 を 密め
自分 為 撰 十 れ 吉八 毎 松 記 桐 の 花 と 自分 は 此

て 光 と 有 ら 婦 人 と ら の 沢 より 抜 出 く 出 来
沢 家 人 ち 付 の 人 物 と 仕 ら 人 と 結 髪 と 行 ら 沢 彩 を 留
の 単 わ や り て 出 屋 人 時 八 句 作 ら し 制 山 忍 入 ら
敷 く 髪 こ て 沢 出 ら ら ら 明 暦 年 宵 十
り る 皆 内 ら ら ら 風 ら 人 つ の り 元 の 色 ら 人 ら ら 変 ら
こ り 焼 祝 り ら る と 京 の 中 ら ら く 知 ら り ら 知 し て
板 橋 戸 井 戸 和 泉 と 人 と ら ら 色 業 敷 を 美 く 運 入
ら ら ら る と し て 主 失 た び ら れ 八 四 泉 流 と め ら
沢 焼 和 し 成 く 祝 人 巻 み 元 波 し ら る 和 ら 業 ら
ひ く 雑 敷 の 時 自 ら の 人 の 命 を 出 て ひ ら 主 波 二
年 ら る く 万 沢 ら 中 ら し 紫 京 市 の 男 御 寝 人 出
二 の 九 大 清 と 祝 く 人 敷 と 第 く 品 て 人 の 人 も 斗 め く

[illegible] 将軍の江戸城へ入り給ひし節、先ハ京都より牛車の
出座の風俗、[illegible]
[illegible] 牛車の左右を[illegible]
将軍家御出馬[illegible]
[illegible]
知[illegible]
[illegible] 松平伊豆守信綱ハ河越城
[illegible] 御城の格式厳敷くの
[illegible] 御門一度に[illegible]
御[illegible]
[illegible] 玉座の 清涼殿とは御平九の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

是かやうなる[illegible]
[illegible] 江戸初ての
大変[illegible] 新橋[illegible] 江戸城江初て[illegible]
[illegible] 雑式[illegible]
[illegible]
[illegible]

夫れハ　左方家一方の法あり形の一さしのそう大消えし
洲崎えも作りられ候へ　所なくて〳〵人数をもち出す
ゆゑ之〳〵れ家のそう皆いそ〳〵ぶ〳〵ぶ〳〵
二ノ九大消余人ゑ作り〳〵れ修理事ハ仰せ出し〳〵
山一ゑ未代ゑ有之へく所なく新の人へハとめれ先
と家の例よりゆ所〳〵

右書烏賀島ゑ所謂北江堂耕和也
落脱ゑ仕合入ル
文政十三庚辰歳　中村落嘉